

## 災害時等における災害救助犬の出動に関する協定書

福島県(以下「甲」という。 )と特定非営利活動法人災害救助犬ネットワーク(以下「乙」という。 )は、福島県内において大規模災害等が発生した場合に、被災者の捜索活動(以下「捜索活動」という。 )を円滑に実施するため、災害救助犬の出動に関し、次のとおり協定を締結する。

### (出動要請)

第1条 甲は、捜索活動のために必要があると認めるときは、乙に対して、災害救助犬の出動を要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

### (出動)

第2条 乙は、前条の規定による出動要請を受けたときは、特別の理由がない限り、速やかに災害救助犬を出動させるものとする。

2 乙は、出動態勢が整ったときは、速やかに災害救助犬チームの構成及び現場到着予定時刻等必要な事項を甲に通知するものとする。この場合において、災害救助犬の出動頭数は、災害の種別及び規模等を考慮し、甲乙協議のうえ決定するものとする。

### (捜索活動の実施)

第3条 乙に属する災害救助犬チームの構成員(以下「構成員」という。 )は、出動した災害現場においては、第1条の規定による出動要請時に甲が連絡する現場指揮者(以下「現場指揮者」という。 )の指示に従い捜索活動を実施するものとする。

### (捜索活動の終了の報告)

第4条 乙は、現場指揮者が捜索活動の終了を告げたとき又は乙の都合により捜索活動の続行が不可能になったときは、甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。

### (費用の負担)

第5条 第2条第1項の規定による出動に関する経費は、甲の負担とする。

### (損害賠償)

第6条 この協定に基づく出動又は捜索活動に伴って構成員及び災害救助犬に生じた損害の補償(第三者に対する損害を含む。 )は次のとおりとする。

#### (1) 甲が負担するもの

甲は、乙の構成員が救助活動中に死亡若しくは負傷をし、又は救助活動に起因した疾病により死亡若しくは障害の状態となった場合は、「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害の補償に関する条例(昭和37年福島県条例第54号)の規定に準じてその損害を補償する。

(2) 乙が負担するもの

ア 乙は、乙の構成員が出動時の往復途上における交通事故等により、自ら損害を被り、又は第三者に損害を与えた場合の損害を補償する。

イ 乙は、災害救助犬が出動時の往復途上又は搜索活動中に、自ら損害を被り、または第三者に損害を与えた場合の損害を補償する。

(訓練の参加)

第7条 乙は、この協定による搜索活動が円滑に行われるよう、甲が行う訓練への参加に努めるものとする。

(連絡窓口)

第8条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

2 甲及び乙は、担当責任者を定め、又は変更したときは、その氏名及び緊急連絡先を互いに通知するものとする。

(実施細目)

第9条 この協定の実施に必要な事項は、甲乙協議の上別に定める。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は協定内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

(協定の有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日から1ヶ月前までに、いずれからも異議の申し入れのない時は、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成28年2月10日

甲 福島県福島市杉妻町2番16号  
福島県  
福島県知事 内堀 雅雄 印

乙 富山県富山市北代3915番地  
特定非営利活動法人災害救助犬ネットワーク  
理事長 津田 光 印